

令和4年6月28日
出入国在留管理庁

申請等取次者としての承認の申出等をされる方へ

申請等取次者申出等の際に提出する写真について、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、「各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則としてサイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。」とされたことから、7月1日以降、次のように変更する予定です。

なお、7月1日以降も、1か月の間は、従来の2cm×2cmの写真の提出も受け付けることとします。

- 1 写真のサイズについて
3.0cm×2.4cm（運転免許証サイズ）
- 2 撮影時期について
提出日前6か月以内

○申請等取次の承認手続き等については、出入国在留管理庁ホームページ「申請等取次制度について」に掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00262.html